

令和 8 年 3 月 26 日に、以下のとおり職員の懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

【懲戒処分】

南部消防署勤務 副課長級(消防司令) 50 代 男性
減給 10 分の 1 (1 か月)

処分理由：

当該職員は、令和 7 年 4 月から 8 月頃にかけて、「からかい」や「悪ふざけ」による出身地を揶揄する発言や他の職員の前でプライベートな事柄を深く聞くなどのほか、複数の部下職員に対し不適切な言動によるパワーハラスメントに該当する行為を行った。

このことにより、部下職員に精神的な苦痛と不安を与え、職場環境を著しく悪化させたため、全体の奉仕者にふさわしくない非行を行ったとして懲戒処分とした。

(※地方公務員法第29条第 1 項第 3 号に該当)

【その他の処分】

当該職員の上司にあたる消防署長及び副署長に対し、管理監督者として適切な指導を行わなかったことを理由に文書注意処分とした。